武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課【H30.8.1~】

**特定事業所集中減算Ｑ＆Ａ**

＜基本的な提出方法等について＞

Ｑ１．紹介率最高法人の割合が80％を超えているが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数　　　　　　　　が20件以下である等の正当な理由がある。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければならないか。

Ａ１．80％を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は必要。正当な理由に該当するなら、その理由を記載して提出すること。（正当な理由かどうかは、武蔵村山市が判断する。「正当な理由の判断基準」はホームページに掲載）

Ｑ２．紹介率最高法人の割合が80％を超えていないが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければならないか。

Ａ２．「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存することが必要。（市への提出は不要。）

Ｑ３．特定事業所集中減算「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80％を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し保存するが、80％を超えない場合でも代表者印を押して保存しておかなければならないのか。

Ａ３．必ずしも代表者印を押して保存しなくても良いが、法人内で責任のあるものが確認していることがわかる物と一緒に綴じてあることが必要。

Ｑ４．「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出方法が郵送でも可となっているが、郵送方法はどうしたら良いか。

Ａ４．普通郵便で構わないが、届いたかどうか心配であれば配達記録や書留などの方法でも良い。

Ｑ５．３月１５日（前期分提出の場合は９月１５日）までに提出が間に合わない場合はどうすれば良いか。

Ａ５．締切日は原則前期分は９月１５日、後期分は３月１５日となる。早めに準備いただき、必ず間に合うように提出して欲しい。病気等、やむを得ない理由により提出が間に合わない可能性がある場合は、事前に御相談いただきたい。

Ｑ６．審査の結果の通知はいつ頃になるか。

Ａ６．３月１５日（前期分の提出は９月１５日）までに提出した事業者には、４月（前期分の場合は１０月）の介護報酬請求に間に合う時期に通知する。

Ｑ７．３月（９月）末で廃止予定だが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はあるか。

Ａ７．廃止する場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、保存することが必要。80％を超えている場合は、廃止予定の事業所であっても市への「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要となる。提出の際に、理由欄に３月廃止と記載すること。

＜計算方法等について＞

Ｑ８．「作成された居宅サービス計画」とあるが、新たに作成したときのみカウントするのか。

Ａ８．その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントする。

Ｑ９．区分変更の申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなるが、この場合の件数のカウント方法は。

Ａ９．サービス提供月でカウントする。

Ｑ１０．介護予防のプランは含まれるのか。

Ａ１０．含まれない。

Ｑ１１．認知症対応型通所介護は件数に入れるのか。

Ａ１１．入れない。

Ｑ１２．法人の合併等で廃止・新規の手続きをしたため、新規事業所扱いとなっている。事業所の実態は従業者・利用者とも変わらない。この場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は新規で作成してよいか。

Ａ１２．事業所番号の変更がなく、実態が何も変わらないのであれば、新規ではなく、事業を継続しているものとして作成する。

事業所番号の変更が生じている場合は、事業所の実態が変わらなくても、別の事業所として扱うこととなるため、新規に「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成すること。

＜「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の記入方法について＞

Ｑ１３．届出用紙に事業所１、事業所２とあるが、上位２つの事業所を計算するということか。

Ａ１３．同一法人で、複数の事業所がある場合に事業所名を複数記載する。３以上の事業所がる場合は「居宅介護支援における特定事業所集中減算「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」別紙」を使用して記載すること。（計算は事業所単位ではなく、法人単位で行う。）

Ｑ１４．紹介率最高法人が複数あるが、どのように記載すれば良いか。

Ａ１４．「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」には、１法人のみを記載し、他の同率法人は別紙（任意様式）に記載する。